

平成 1 9 年 第 4 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成19年第4回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成19年4月10日(火) 午後3時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君  
委 員 ( 教 育 長 ) 仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長 森 田 雅 彦 君  
子 ど も 部 長 奥 山 勉 君  
生 涯 学 習 部 長 井 上 隆 志 君  
教 育 推 進 部 総 務 次 長 稲 野 公 一 君  
兼 次 長 ( 教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当 )  
兼 学 校 管 理 課 長  
教 育 推 進 部 次 長 若 狭 周 二 君  
( 学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当 )  
兼 学 校 教 育 課 長  
教 育 推 進 部 次 長 森 井 國 央 君  
( 教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当 )  
兼 教 職 員 課 長  
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 中 村 信 隆 君  
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長  
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長  
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長 黒 崎 敏 孝 君  
教 育 政 策 課 長 向 井 裕 彦 君  
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君  
教 育 セ ン タ ー 所 長 真 鍋 あ け み 君  
子 ど も 政 策 課 長 長 沢 均 君  
子 ど も 支 援 課 長 水 野 賢 治 君  
幼 児 育 成 課 長 千 葉 亜 紀 子 君  
子 ど も 部 専 任 参 事 津 田 善 寿 君  
( 幼 稚 園 担 当 )  
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事 小 川 衛 子 君  
生 涯 学 習 課 長 小 西 敏 広 君  
生 涯 学 習 課 参 事 河 原 弘 明 君  
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 黒 田 正 記 君  
( 生 涯 学 習 事 業 担 当 )  
中 央 図 書 館 長 大 浜 訓 子 君  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐 小 山 登 志 子 君  
教 育 政 策 課 森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 全国学力学習状況調査に関する陳情の件
- 日程第 3 箕面市地域に開かれた特色ある学校・幼稚園づくり推進費交付金交付要綱改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会規則で定める様式における敬称の表記の特例に関する規則制定の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会訓令で定める様式における敬称の表記の特例に関する要綱制定の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会訓達で定める様式における敬称の表記の特例に関する要綱制定の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会職名規則改正の件
- 日程第 10 箕面市社会教育施設事務機器使用に関する要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計当初予算の原案修正の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会事務局職員(参事級以上)の新体制及び人事発令の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 14 平成19年第3回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 15 教育長報告

(午後3時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成19年第4回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4

名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において仲野委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、陳情第1号「全国学力学習状況調査に関する陳情の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長(若狭周二君) : 本件は、平成19年4月24日に文部科学省が実施主体となり、全国の市町村の理解と協力を求めて実施される「全国学力・学習状況調査」に関する陳情について提案するものです。本調査の目的は、大きく2点あります。1点目は、国においては、「全国的な義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること」であります。もう1点は、市町村教育委員会及び各学校において、「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ること」です。また、調査対象学年は、小学校6年生及び中学校3年生の原則全児童・生徒です。

調査内容は、2つあり、1つは、教科に関する調査として、国語、算数・数学があり、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題が予定されています。また、もう1つは、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査もあり、児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境の諸側面等に関する調査があります。

(議案書1頁から3頁に沿って陳情内容についての説明あり)

委員長(小川修一君) : 本件についての事務局の見解をお願いします。

学校教育課長(若狭周二君) : 1点目の「市町村や学校に競争を持ち込んで教育の改善を図ろうとするものです。」に対しては、本調査は、競争を目的とするものではなく、市町村間や学校間の比較、序列化を行ったりするものでもなく、生活習慣や学習環境と学力との関係も分析することで教育の改善に努めるものです。また、調査結果の取扱いに関する配慮事項として、本調査で得られる結果は、あくまでも学力の特定の一部であり、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながる取組みが必要であると認識しています。市教育委員会としては、「教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。」ことに生かすため、実施に協力するものです。本市教育委員会事務決裁規程の規定で「教育行政の企画及び調整において、比較的重要なもの」と認識しており、事務作業については、次長決裁とし

たものです。なお、本調査に関して、本年箕面市議会第1回定例会の代表質問及び一般質問で議事となっており、箕面市教育委員会としては、本調査に協力する旨の答弁をしたところです。2点目の「調査結果を公表しないでどのように説明責任を果たすのか難しいことです。」に対しては、調査結果の公表については、文部科学省から都道府県、市町村、学校に各々の調査結果を提供されることから、個々の市町村名や学校名を明らかにした調査結果の公表については、本調査の要項における配慮事項において、「公表は行わないこと。」と明記されています。さらに、文部科学省が公表する内容以外の調査結果については、「一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれ等があると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。」と記載されています。

市教育委員会においても、この規定に従い対応を進めてまいります。具体的に申し上げます。この調査の目的は、その学校の状況を多面的に捉え、そこから学校独自の課題、箕面市としての課題を明確にし、改善を図ることにあります。今回の学力調査で得られる結果は、学力の特定の部分でしかなく、それをそのまま学校の評価につながる個々の学校名を明らかにした公表は、避けるべきだと考えます。また、学校名を明らかにした公表は行いません。調査の結果だけが、一人歩きしないような方策を立て、説明していくことが必要と認識しています。市教育委員会では、従来から、各校で、学校の教育について保護者や地域の方々に理解、ご協力いただけるような取り組みを進めてきています。PTA総会や、学級・学年懇談会、教育懇談会に加え、最近では、学校協議会、学校教育自己診断等のシステムを作り、保護者や地域の方々の声を直接聞き、学校運営に活かしています。本調査の結果についても、具体的な改善策を立てて、これらの機会を活用し、説明したり、意見をいただいたりすることでより充実した学校運営を進めていきたいと考えています。続いて、3点目の「学習状況調査はプライバシーの侵害です。」についてですが、「個人名は必要ない」というご指摘についてお答えします。個人情報保護法制上、あらかじめ明示された利用目的の範囲内であれば、個人情報を収集することが許容されており、文部科学省の見解では、個人名を記載することについては、特段の問題は生じないとのことであり、調査結果を参加した個々の児童生徒に返却することから個人名の記入が必要であるとしていました。過日、平成19年3月30日付事務連絡により、大阪府教育委員会事務局市町村教育室小中学校課長から本調査の個人情報の取扱いについて連絡がありました。内容は、文部科学省が

ら小学校調査について、「特別な事情を有する市町村教育委員会等に係る例外措置として、市町村教育委員会等の判断と責任において、一定の条件の下、「氏名・個人番号対照方式」を行うことを可能とする。」あわせて、「予備調査において実施校等から児童が回答しにくい内容であるプライバシー等への配慮が必要であるとの意見を踏まえて、児童生徒質問紙調査の内容を検討している。」とのことであり、例えば、「家の人に大切にされていると思うか」「先生から認められていると思うか」「家に何冊本があるか」等の質問項目は削除するとしています。市教育委員会としては、本通知の趣旨を踏まえ、一定条件の下、「氏名・個人番号対象方式」を行う旨を府教育委員会を通じて文部科学省に報告したところです。さらに、現在、教科に関する調査はもとより生活習慣や学習環境等の調査においても個人情報の漏洩や目的外使用がないように、本市関係部局、総務部総務課情報公開担当などや大阪府教育委員会とも相談し研究を進めているところです。次に4点目の「調査に答えない、受けさせない権利があります。」についてですが、「個人情報の取扱い」についての質問については、「個人情報の保護に関する法律」いわゆる「個人情報保護法」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」いわゆる「行政機関個人情報保護法」の個人情報保護法制上、あらかじめ明示された利用目的の範囲内であれば、個人情報を利用すること等が許容されており、本人の同意を求める手続きまでは求められていません。本調査においても、その実施目的について事前に明示しつつ、今後さらに十分な説明に努めることとしています。個人情報の取扱いに関して特段の問題は生じないと文部科学省から聞いていたましたが、市教育委員会としては、万全を期す意味で、「氏名・個人番号対照方式」による協力とする決意をしたところです。さらに、本市の個人情報保護条例を踏まえ、本調査の実施にあたり、事前に明示することが必要であるとの認識から、調査を受ける児童・生徒及び保護者に対し、調査の趣旨・内容等を十分周知するため文部科学省作成の「平成19年度全国学力・学習状況調査リーフレット」を各学校に配付したところですが、加えて、学校便りや学級通信を活用するなど本調査の趣旨、目的等の周知について万全を尽くすとともに、来週早々には、対象学年の児童・生徒及び保護者の皆様に対して、調査の協力依頼の通知文を配付するとともにリーフレットも全保護者に配付いたす予定としています。なお、調査協力の依頼通知文については、このように記載する予定です。質問紙調査においては、「全項目に必ず回答しなければならないものではありませんが、調査の正確性を期すため、可能な限りご協力いただきたい」及び、「本調査は、調査用番号により管理し、本人が特定されな

いようプライバシーの保護に万全を期して実施いたすこと」の内容等を明示することにしていきます。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見をお受けします。

委員(坂口一美君) : 本調査の参加に関しては、次長決裁をし、この調査に参加することに決定したということですが、本調査は教育委員会の職務権限のどれに当たるものですか。

学校教育課長(若狭周二君) : 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「教育委員会の職務権限」第23条第17号に該当すると認識しています。第23条は「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」その第17号において「教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。」以上に該当することから、箕面市教育委員会としては、文部科学省の行政調査に参加するものです。

委員(白石裕君) : 40年ぶりの文部科学省、従前は文部省でしたが、の全国学力テストとなりますが、今回の「全国学力学習状況調査」はどのような法的根拠を持って行われているのか。

学校教育課長(若狭周二君) : 今回の調査は、「全国学力学習状況調査」で、行政調査と位置づけられるものと考えています。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第53条「調査」第54条「資料及び報告」に基づく行政調査に協力するものと認識しています。第54条では、「教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。」その第2項において、「文部科学大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村教育委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。」となっております。これに基づいています。

委員長(小川修一君) : 事務局の考えによると、この調査については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第54条第2項と考えるのが妥当ということですが、文部科学大臣の協力依頼に対して、市教育委員会としてはどのように対応しているのか。

学校教育課長(若狭周二君) : ご指摘のように「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第54条第2項によって、箕面市教育委員会としては、文部科学大臣の協力要請を受けて、箕面市教育委員会の判断で本調査に協力するものです。箕面市教育委員会としては、今回の調査は

あくまで行政調査に協力するというものです。

委員長（小川修一君）：例えばこの法令に従って、具体的に各学校で調査をすることが現実には例としてあると思うのですが、代表的なものとしてどのようなものがありますか。

学校教育課長（若狭周二君）：「学校基本統計調査」が5月1日ありますので、それに類するものと考えます。

委員長（小川修一君）：前例としては、それが代表的なものであるということですか。

委員（白石裕君）：「個人情報の保護」という非常に微妙な問題も確かにあると思いますが、国は個人情報の保護に関してどう考えているのか。当初の案の氏名を記入させるものから変わったということですが、結局どのように変更されたのか。

学校教育課長（若狭周二君）：国は氏名を記入させる場合でも個人情報保護の観点からは問題がないと判断しており、さらに本調査の実施にあたっては個人法条保護に関する法令の要請を受け、委託業者においての個人情報の取り扱いに係る安全確保の措置等について万全の対策を講じるどころと聞いてきました。昨年度末に、文部科学省初等中等教育局学力調査室からの連絡が平成19年3月31日付けで大阪府教育委員会を通して通知がありました。具体的には本調査の個人情報の取り扱いについての例外措置として「氏名・個人番号対照方式」の実施が可能となったということです。氏名の記入の代わりに個人番号を使用する方式です。現在、本市としては、府を通じて国に強く要望したところで、箕面市としても「氏名・個人番号対照方式」で本調査に協力する方針です。

委員（白石裕君）：個人番号はどういう基準で選ぶのですか。そしてそれはごく一部の人がわからない仕組みになっているのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：個人番号については、出席番号等が個人番号にできますが、そうではなく、アトランダムに各学校において策定しようと考えています。これについては、今週13日に担当者を集めて、個人番号をアトランダムにする方向について指導助言をしたいと考えています。

委員（坂口一美君）：今年の4月の実施にあたり、平成18年の11月頃に予備調査があったとリーフレットやホームページで見たのですが、予備調査の質問紙の中で私生活のありようとか家庭の文化的階層を調べる質問があるという風評や意見があったと聞いていますが、その辺に関しては事務局はどのように考えていますか。

学校教育課長（若狭周二君）： 昨年の11月から12月にかけて予備調査が実施されています。その際、学習状況調査については、実施校等から児童が回答しにくい内容があることやプライバシーへの配慮が必要と指摘があったことがあり、現在、文部科学省では質問紙の内容の変更を検討していると聞いています。さらに先ほども申し上げましたけれども、本調査の質問について「家に何冊本があるのか」「家の人と一緒に美術館や劇場などで芸術鑑賞をするのか」などプライバシーに関する質問は削除する通知がありました。事務局としては、保護者への協力依頼の通知の中に質問紙について、全項目に必ず回答しなければならないものではありません。調査の正確を期すため可能な限り協力いただきたい旨を明示する考えです。さらに先ほども申し上げましたが、13日に各学校の担当者を集めて、本調査を円滑に進めるための説明会を開催する予定で、再度、本調査の目的、趣旨、個人情報保護の観点などを丁寧に説明し、保護者及び児童生徒に説明するよう指導する予定としています。

委員（坂口一美君）： 自分も保護者の立場なのですが、こういった調査に関しては、保護者はよく見ているようで見ていないことがあります。出された書類に関しては、全部答えないといけないというような認識を持ってしまうわけです。今言われたように、学校からきちっと各学級担任も含めて保護者に伝わるような形でお願いできたらと思います。

委員（白石裕君）： 調査結果を公表することによって、学校の序列化、競争原理の助長につながるというご指摘があるのですが、多分にそういう心配はあるのですが、東京都は、東京都の行う学力テストではっきり何区の点数はと公表しているのですが、そのことがプラス面もあるが、マイナス面も少なからずあると聞いています。日本だけでなく、世界の先進主要国でも今子どもたちの学力を上げることが教育課題になっていて、ある意味グローバル化の中でどうしても避けられない大事な課題だと思っておりますが、しかし、そのことによって、序列化とか競争原理の助長につながるのは非常にまずい。40年前の場合には、教員の勤務評定になるのではないかということで、非常に反対が強く出たのですが、今日の問題には、それも陰に陽にあらうかと思っておりますが、むしろ学校の序列化とか競争原理の助長の方が大きな問題だと思っておりますが、やっぱりこれは使い方をどう工夫していくかということが非常に大事になっているのですが、今の段階でどのような対処を考えているのかを説明してください。

学校教育課長（若狭周二君）： 文部科学省から市町村や学校には各々

の調査結果が提供されるのは事実です。また、児童生徒に関しては、答案は返却されませんが、学校を通じて、設問ごとの正答や誤答の状況がわかる講評を返還されることで、現在文部科学省でも検討中と聞いています。結果の書き方については、学校の序列化や競争原理の助長につながるような内容を、現在、府を通じて国に強く要望しています。事務局としては、学校名を明らかにした公表は行わないなど、学校間の序列化や過度の競争につながるよう十分に配慮いたす所存でありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（小川修一君）：他に質問、意見はありませんか。

教育長（仲野公君）：このたび国が実施する調査について、市町村あるいは学校間に競争を持ち込むことになるのではないかと、また、併せて個人のプライバシーを侵害する恐れがあるという観点から参加協力は控えるべきではないかという陳情をいただいているのですが、今回の学力の学習状況調査は、全国市町村の小中学校を対象として実施されるものであること、昨年の予備調査で不適切な点について何点か指摘があったことについては配慮されると聞いています。先週4月5日に、大阪府下の各市町村教育委員会教育長会議があり、大阪府教育委員会から今回の調査については府下すべての市町村が参加するという説明も受けてきましたので、私としては、心配いただいている点は非常にありがたいのですが、個人情報の保護という点は十分に配慮しながら本調査については参加協力させていただけたらという思いですのでよろしく願います。

委員長（小川修一君）：この件に関して、他に質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、陳情第1号を採決します。本陳情を採択すべきと思われる委員の挙手をお願いしたいと思います。

委員長（小川修一君）：ありません。よって、採決の結果、陳情を不採択とします。なお、この調査の実施にあたっては、陳情でも指摘されています個人情報保護の観点を十分にふまえながら参加協力してもらいたいと考えています。陳情の回答ですが、いただいた意見等をふまえ事務局で原案を作成し、委員長一任とさせていただくことでよろしいですか。

（ ” 異議なし ” の声あり ）

委員長（小川修一君）：異議なしといただきましたので、そうさせていただきます。

委員長（小川修一君）：次に日程第3、議案第17号「箕面市地域に開かれた特色ある学校・幼稚園づくり推進費交付金交付要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（若狭周二君）：本件は、箕面市地域に開かれた特色ある学校・幼稚園づくり推進費交付金の交付に係る規定を整備するため、本要綱の一部を改正するとともに、箕面市学校教育活動交付金交付要綱及び箕面市人権教育研修費交付金交付要綱の廃止を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見がありましたらお受けしますが。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第17号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第4、報告第11号「箕面市教育委員会規則で定める様式における敬称の表記の特例に関する規則制定の件」及び、日程第5、報告第12号「箕面市教育委員会訓令で定める様式における敬称の表記の特例に関する要綱制定の件」並びに、日程第6、報告第13号「箕面市教育委員会訓達で定める様式における敬称の表記の特例に関する要綱制定の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、箕面市教育委員会規則、訓令及び訓達で定める様式における敬称の表記の特例について必要な事項を定めるものであり、規則等で定める様式であて先の敬称を「殿」と定めているものについてはこれらの様式を定めた規則等の規定にかかわらずあて先の敬称を「様」と、また、規則等で定める様式で箕面市教育委員会が収受するものでそのあて先の敬称を「殿」と定めているものについては、これらの様式を規則等の規定にかかわらず「殿」と表記せず、委員会の名称の前に「（あて先）」と表記するものと規定するものです。なお、本規則、本要綱の制定について教育委員会会議を開催するいとまがないと認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対す

る事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時代理を行いましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第11号及び報告第12号並びに報告第13号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第7、報告第14号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、教職員の採用、退職等教職員に関わる事務の増加のため教育推進部の中に新たに「教職員課」を設置し、それに伴い、別表第一に「教職員課」の項を設け、その分掌事務の内容を規定するものです。なお、本規則の改正について、教育委員会会議を開催するいとまがないと認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時代理を行いましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問がありますか。

委員（白石裕君）：従来、公立学校の教職員については、都道府県の責任で行っていますが、分掌の内容を見ると「人事に関わる企画・調整・配置」とあり、2項目で「教職員の任免、分限、懲戒等身分取扱に関する事。」とあります。基本的に都道府県のレベルの事務だと思のですが、府と本市との関係も含めてその必然性がどこにあるのか説明してください。

教育推進部長（森田雅彦君）：以前「教職員課」を箕面市でも設置していました。組織の見直しの中で、学校教育課の中に位置付けたり、あるいは学校管理課の中に位置付けたりというような経過がありました。教職員の退職者あるいは、新規採用者が増えてきます。それに伴う事務も大変たくさん増えてきますので、今回見直しをして課を新設することになりました。府との関係ですが、確かに府は任命権者であり、市は服務監督権者であることが規定されていますが、採用等のことについても一応市で事務を担っています。いろいろな処分等についても市で内申あげていますので、府との関係については従前どおり変わることはありません。

委員（白石裕君）：中教審の答申だったのでしょうか、教職員人事については、いずれ市町村におろしたらどうかという案が出ていますが、それを先に読んだということではないのですね。

教育推進部長（森田雅彦君）：そこまでは想定はしていません。ただ、府下や全国で中核市に採用、任免などの任命権を委譲していく流れはありますが、箕面市はまだそれに該当していません。将来的にはそのようなことも十分予測はできると考えています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第14号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第8、報告第15号「箕面市教育員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、箕面市一般職非常勤職員制度の見直し及び箕面市立保育所民営化に伴い民営化保育所の指導等に従事する職員の勤務時間の割振りを整備するため、本規則を改正するものです。なお、本規則の改正について、教育委員会会議を開催するいとまがないと認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時代理を行いましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：何か意見、質問はありませんか。

委員（白石裕君）：従来ですと、公務員は定年まで勤めるのが原則でしたが、この一般職の任期付職員とは特定の職に限ってのことですか。その場合に今まで私が理解してきた定年まで勤め上げる、いわゆる約束みたいなものには抵触しないのでしょうか。

教育政策課長（向井裕彦君）：任期付職員については、「地方公務員法」と「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」、箕面市では、「箕面市一般職の任期付職員の採用に関する条例」で規定されています。「地方公務員法」第28条の5により、「任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。）」

とあり、そのような形で採用することができると思います。また、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第5条で「任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。」と規定されています。それを受けて、「箕面市一般職の任期付職員の採用に関する条例」で、第2条で「職員の任期を定めた採用」とあり、「任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。」と規定されています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第15号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第9、報告第16号「箕面市教育委員会職名規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、箕面市一般職非常勤職員制度の見直しに伴い、本規則における関係規則を改正するものです。なお、本規則の改正について、教育委員会会議を開催するいとまがないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時代理を行いましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員（坂口一美君）：もう一度「任期付職員」と「一般職非常勤職員制度」で採用される方は具体的にどのような方なのか、端的に教えてくださいたいのですが。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：今まで、箕面市は、常勤職員以外に、「地方公務員法」では、非常勤職員としては、特別職が明記されているのですが、箕面市の場合は一般職の非常勤職員もあえて規則で位置付けて、学校関係では図書館の司書や、障害児介助員や、それ以外に、公民館や図書館や病院でも常勤を要しないような仕事については、特に学校では、長期休暇がありますので、そのような期間を年

間の勤務時間が常勤ほどではないという職にあてて、特定の職種を想定して、一般職非常勤職員の位置付けの元で雇用もし、給与を支払ってきたのですが、今まで法律と組み合わせた解釈の中で一般職非常勤職員の位置付けをしてきましたから、この際、法律で明記されている任期付職員という制度を入れていこうと、平成13年に条例を制定して、一部の職で採用してきたのですが、この4月からは、今までの一般職非常勤職員制度を全て廃止して、図書館司書や障害児介助員や保育士などについては、すべて任期付短時間勤務職員として、新たに継続希望されて、勤務状況も良好である方については継続させてもらい、あるいは新規で雇用させてもらいます。一般職非常勤職員は、規則の中で職名や勤務時間や給与などの勤務条件を謳っていましたが、その規則も廃止になりますので、教育委員会の職名規則などでも、今まで非常勤職員の位置づけがありませんでしたので、常勤職員が適応される条例、規則が全て適応になりますので、そちらに修正を加えておかないと雇用する根拠がなくなるということです。職名規則や勤務時間等の規則もそれにあわせるような形で整理させていただきたいという趣旨です。市長事務部局の職員ですと、一般職非常勤職員の規則がなくなると、おのずから常勤職員の条例、規則が適応となるので、それぞれ制度は変わるのですが、条例、規則の整備というのはほとんどありません。教育委員会の場合は市長事務部局の規則等を受けて行ってきたものですから、市長事務部局の根拠となる非常勤職員の規則がなくなりますので、それぞれの規則で整理をしておくことで今回、臨時代理をしていただきました。

委員（坂口一美君）： 任期としては、1年で、再任をしていくという形ですか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 任期付職員については、基本は最高3年で、2年でも1年でもかまわないということです。補足しますと、短時間勤務とフルタイムと短時間勤務職員には2種類あります。将来、委託を想定しているような仕事で、職員が足りない。常勤職員を雇うことは難しいが、委託することも決まっていない。また、これから男性も含めて育児休暇などを取っていく中で、期間を限って職員を補充したいなどのいろいろな諸情勢の変化の中で、従来から議論はあったのですが、任期を限った職を導入していったらどうかと。さらに短時間の職をあえて設け、中途半端になっていた非常勤職員制度を法律の中でも明記していったという経過の中で、任期付職員制度ができて、その中に短時間勤務とフルタイムがある。フルタイムの方は、定数条例の中にも位置づけられるが、短時間の場合は従来の非常勤制

度と同じように定数条例の中に入らない職員ということになりますので、市は今までの非常勤職員をできるだけ任期付短時間勤務職員に位置づける。仕事内容については、今までと変わらないのですが、法律の位置付けが大きく変わることになります。そのような形で全面的に切り替えをさせてもらうことになりましたので、このような制度が新たにクローズアップされてきて教育委員会でも多くの方が任期付短時間勤務職員として新たに再出発されているということです。

委員長（小川修一君）：他に質問等、ないようですので、報告第16号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第10、報告第17号「箕面市社会教育施設事務機器使用に関する要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長（小西敏広君）：本件は、箕面市社会教育施設事務機器使用に関する要綱の一部改正について、教育委員会会議を開催するいとまがないと認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時代理を行いましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第17号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第11、報告第18号「箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計当初予算の原案修正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計当初予算について、市議会での指摘をふまえ、所用の修正を行う必要が生じましたが、教育委員会会議を開催するいとまがないと認められたため、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第18号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第12、報告第19号「箕面市教育委員会事務局職員（参事級以上）の新体制及び人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、平成19年度の箕面市教育委員会事務局の参事級以上の職員の新体制について、教育委員会会議を開催するいとまがないと認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、4月1日付けで発令しましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第19号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第13、報告第20号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、かねてから病気休職中の職員について、引き続き病気療養の必要があるため、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、分限休職処分を発令したものです。なお、この発令について、教育委員会会議を開催するいとまがないと認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、分限休職発令を教育長が臨時代理を行いましたので、

報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第20号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第14、報告第21号「平成19年第3回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る3月13日に開催されました平成19年第3回箕面市教育委員会定例会会議録を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第21号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第15、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長（仲野公君）：（議案書81頁により報告）

まず、初めに、保育所、幼稚園、小・中学校の入所、入園、入学式が無事終わり、新学期もいよいよスタートしまして、子どもたちも元気に通園通学してくれているところです。中でも、保育所の民営化の準備を進めてきました、瀬川保育所が、4月1日から社会福祉法人あおば福祉会瀬川保育園としてスタートしましたことを説明させていただきます。また、平成19年度は止々呂美の小中一貫校の建設、第一中学校の耐震診断に伴います仮校舎の建設、また、桜保育所の移設に伴います建設、野猿の適正管理など、これまで準備を進めてきました大きな事業がいよいよ形に表れる大切な年度になるのではないかなと思っていますので、これまで以上によろしくお願いしたいと思います。

《教育行政の課題等》

平成19年度市町村教育委員会教育長会議について

先週 5 日に開催され、平成 19 年度の体制及び主要事業について、説明があったところです。なお、大阪府の竹内教育長が退任をされ、後任に 4 月 1 日付けで総山教育長が就任され、挨拶がありました。また、先月、中央教育審議会より文部科学大臣あてに答申がありました、「学校教育法」「教員免許法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改定案が 3 月 30 日に衆議院に提案をされました。いよいよ審議が始まりますので、動向を注視するとともに、教育制度が大きく変わる年度であると強調をされて説明を受けてきたところです。

平成 19 年第 1 回箕面市議会定例会について

2 月 20 日から 3 月 27 日までの会期で開催されました。市長から小・中学校に設置予定をしていました扇風機や、少人数学級を研究するための講師謝礼の予算の一部を修正したことや、一部条例の取り下げをされたことにより、可決をされたところです。また、一般質問では、全国一斉の学力等の調査や、成人祭のあり方など、教育に関する質問が幅広くあったところです。

委員長（小川修一君）：何かこの件に関しまして、質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。各委員から何か教育行政に係ることで何か意見、質問等がありますか。

委員長（小川修一君）：今年度が始まりまして、先ほど教育長から、生徒たちや、児童や園児がいきいきとスタートしたと報告がありましたが、各学校に本年 4 月から新しく赴任していただいた教員が 27 名おります。これらの教員が、やはり教員として成長していく過程の中で非常に大切なことは、教員研修の面であることはかねがねいわれていることです。教員の資質向上は、かつてから声高らかに叫ばれていることです。箕面市においても、教員の研修について様々な場面をこれまでも実施してきました。新任研修も国や府のからみもありますが、市独自の取り組みも教育センターで行っています。その既設の研修に加えて、さらに本市独自の教員研修というのは一つの目処になり、それをやはり進めていくことは課題の一つではないかと私自身考えています。そういう意味で市独自で開発していこうとするような教員研修があるのですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）：平成 18 年度は 32 講座 118 回実施し、平成 19 年度は 37 講座 118 回を予定しています。5 本の柱を立てまして、今年度は特に「ライフステージに応じた研修の充実」を考えています。若手教職員の大量採用時代を迎え、初任者研修、

経験2年目研修、市独自の6年目経験者研修、10年研修、20年目研修、30年目研修、ユースセミナーを考えています。この20年目研修、30年目研修も市独自のものです。それぞれにねらいをもってリンクさせ、系統立てて、授業力、児童生徒理解力を高めていきたいと考えています。市としては、新規採用教職員育成システムを昨年度から行っており、府の教育センターで研修される25回のうち、市に8回委託されており、それにさらに増やして、市としては全部で13回実施いたしています。その新規採用教職員育成システムでは、学期に1回、全新規採用者を訪問し、授業を参観し、その後、研究協議を行っています。学校全体で育成する視点で、校内研修のあり方を見直すことを提案したり、その充実に努めています。今年度の教育センターのもう一つの柱としては、学校をサポートする研修を進めていきたいということで、校内研修をしっかりと充実させるために校内研修担当者を育てる校内研修サポート講座を設けました。校内研修をどのように進めていくことが、職場の中で効果的に人を育てることになるのかということをも身につけてもらうための研修を考えています。もう一つは、初任者指導担当者連絡会をもち、初任者育成の視点を学校と教育センターを同じものにして、校外研修と校内研修をリンクさせて、研修を効果あるものにしたいと考えています。そのほか長期休業中を利用して、小学校中心ですが、授業力アップ講座ということで、小学校中心となるのですが、社会、国語、算数、理科をそれぞれ予定しています。それから、管理職研修については、平成18年度は教育センターの研修としては3回、そのほか自主研修を2回実施されています。個人情報保護と情報開示、特別支援教育と小中一貫教育について。校長研修は2回で、新たな職といじめや不登校の未然防止をどうするかという視点での研修を持ちました。平成19年度については、学校全体の組織マネジメントやチームマネジメントという視点で、PDCAサイクルを生かして、組織としての視点をどういう風に持って進めていくかということで、学校組織マネジメントの研修を行いたいと考えています。

委員長(小川修一君) : 市独自の研修を開発していくのが課題になるうかと思えます。先ほど、6年目研修、20年目研修、30年目研修があるとのことですが、教員の経験年数による研修の実施は非常に大切なことではないかと思えます。問題はそのような研修を受けた人がいかにそれをこなすか、また、その研修内容を学校に持ち帰って広めていくかということが課題になると思うのですが。その点は、管理職の協力を得なければなかなか実現しづらいところがあると思うのです

ね。管理職研修の中でも、校長研修というのは一般化されて行われているのですが、学校の中で実際支えている人物は意外と教頭先生で、教頭先生が力を発揮できている学校が校内運営でもずいぶん進んでいくのではないかと私個人の考え方ですが。教頭先生を対象にした研修はどのようなのですか。

教育推進部長(森田雅彦君) : 校内研修を充実させるのは教頭先生の大きな役割の一つではないかと。普段から先生方のいろいろな様子あるいは指導に当たっていただいています。ただ、教頭先生は学校の要であり、いろいろな仕事を一手に引き受けてやっていただいております、大変忙しいのです。例えば、もちろん校長の補佐もありますが、校務を整理していただくという意味で文書の整理、教育委員会事務局からいろいろな文書をたくさんお願いしていますし、財務会計や教育課程全般をみていただかなければなりません。PTAや地域の方との連携、保護者からのいろいろな苦情などの対応、また子どもたちの健康状態や、先生方の勤務状況、校舎やいろいろな物品の管理、最近では、やはり安全安心の学校ということで安全面にも十分に配慮していただかなければならないので大変忙しい。その中でいかにいろいろな研修を積んで、教頭先生自身がレベルアップしていただき、教頭先生が次は校長先生になっていただいた時、学校経営にあたっていただく訳ですが、教頭の間にはいろいろな力を身につけていただく必要があるのですが、大変忙しい。時間がとれない課題があるのです。それで、この間事務局としても、時間の確保をしていただくために、夜、例えば自主教頭会という形で集まっていただき、それぞれの学校の情報交換をしていただいたり、研修をしていただいているのですが、その辺をどうしていくかということが、大変大きな課題であると思っていますところでは。

委員長(小川修一君) : 私がかねがね思っているのは、教頭先生は学校を守るという一つの重要な役どころがあり、なかなか外に出にくい状況もあると思うのです。校長先生はどんどん外に出て研修を受けてきなさいとおっしゃるのですが、その反面、教頭先生が遠慮して外に出にくいこともあろうかと思うのです。12日に校園所長会がありますので、教頭先生を外に出してくれと言ってみようかと思っています。実現されるかどうかはわかりませんが、こういう一言でもかけて何か動きが出ればと。実際、教頭先生は仕事がたくさんあるし、学校を守らなければならないという重要な任務を持っているので出にくいことは出にくいのですが。外の空気を吸ってきてほしいと思うのです。教頭先生対象の研修も、研修ばかり膨らんでいったらどうなるのかという危惧もないではないのですが。同じ職を持つ先生方が悩みもあ

るでしょうし、いろんな取り組みの中で成功することもあると思いますね。そういうことの情報交換も大事かと、研修の一端であるかと思うのです。

委員(白石裕君) : 教育委員会事務局は十分把握されているのですが、今、教員の資質の向上は、初任者研修から始まって、ミドルスクールリーダー、それから管理職と、この層をかなり意識して実践的な指導力をつける研修が必要だとなっています。それで、大学院がかなり活用されています。ご承知のとおり、大阪府は大阪教育大学と連携を組んで、ミドルスクールリーダーの養成、資質向上と、管理職の資質向上を行っています。私も何回か拝見しましたが、非常に意欲的に進められており、研究者は後ろに引いているのですが、実践の先生方が中心になりながら、新しい教育のあり方をいろいろ考えておられるのですね。ですから、本市の研修も本市だけで行うのではなく、もっと広がりを持って、大学院との連携を持ちながらなど、そういった形で進めていく必要もあるのではないかと思います。大学院でいいのは、かつては、大学院の授業という研修者が一方的に話すものだったのですが、今はそうではなく、学校現場での問題をベースにしてそこから作っていくやり方です。それは私が大阪教育大学や兵庫教育大学や筑波大学とかいろいろ見てきました。非常にいいなあと思って。本市の研修も、なかなか教諭を外に出すのは難しい面もあるのではないかと思いますのですが、長い目で考えていただいて、ぜひ学校の先生に本市だけでなく、きていただくのもいいのですが、あるいは、市町村が連携してというものいいとは思いますが、実践的な指導力のあるプログラムというものをぜひ作っていただきたい。特に、非常に大事になっていますミドルスクールリーダーですね。特に学校分権が進んでどんどん学校に責任が降りてきて、自分たちでやらなくてはならないときにやはりミドルスクールリーダーの力が非常に大事になってきます。そして管理職。ある中学校に視察にいったときにその校長先生がS W O T分析という新しい経営的な分析で自分たちの学校を分析しています、組織分析しています。と伺いまして、まさに今の時代はいわゆるかつての経験や勘だけではやっていけない、いろいろ情勢を分析して科学的知的に学校を運営していかなければならないという時代になってきていると思うのです。それは学校全体をあげてやっていかなければならないと思っているので、本市の研修もダイナミックな視点でいろいろ連携を持ちながら指導力の向上をアップするようなプログラムを是非くむ必要があるのではと思います。

教育長(仲野公君) : 教職員の資質の向上ということが大きな課題に

なっていて、ただ単なる形式的な講習だけではなく、校長先生方にも「校長が変われば学校が変わるといわれていますので、それぞれ勉強してください」という話は、機会があるごとにお話しさせていただいています。あわせて、先日も、新転任の研修があり、私の挨拶でまず、箕面市のこともよく勉強してください、ただ単なる教育学力だけではなく箕面の地域の実態も知ってください。それは、いわゆる大量退職・大量採用の時期にきているので、これまでの箕面市の歴史と経過を継承していくことも非常に大事ではないかということで、そういう視点でも勉強してください。自分に投資をしてください、と。それと、もう一つは、公立学校はどうしても横並び、公平という考え方もあるのですが、ある人の言葉を借りまして「出すぎる杭は打たれる」といわれるが「出すぎた杭は打たれません。埋もれた杭は腐ってしまいます。」という話もさせていただきながらそれぞれがんばってください。と、叱咤激励をさせていただきました。それから箕面市はこれから小中一貫教育を進めていこうとしていますのでそういうテーマに沿った研修もそれぞれ進めていただきたいということ。あわせて、毎年夏にそれぞれの学校の取り組みを発表していただいてそれを評価して助成に採点をつけさせていただき取り組みもしており、これは一般市民にも公開する、箕面市独自の取り組みをしていますので、これにできるだけ学校の先生方も参加していただき、非常に生きた勉強になりますし、学校間でそれぞれの特徴がわかりますので、こういう研修も積極的に取り組んでいきたいと。教職員の資質向上に向けた研修をさらに取り組んでいきたいと思っていますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

委員長（小川修一君）：事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、陳情1件、議案1件、報告11件はすべて議了しました。これをもちまして、平成19年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後5時05分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長 小川 修一

委員 仲野 公